

## 平成23年度 第1回 京の環境共生推進計画評価検討部会の内容の整理

第1回 京の環境共生推進計画評価検討部会（平成23年10月31日開催）において、いただいた主な御意見

### 1 主な御意見について

#### フロン回収量（CFCを対象）について

「CFC(クロロフルオロカーボン), HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン), HFC(ハイドロフルオロカーボン)がフロン回収・破壊法の対象である」ことを付し、今後、京都市はオゾン層保護対策推進のために、どのように取り組むのか。

法区分	対象商品		フロン類の回収業者の報告		市の役割
			内容	提出先	
フロン回収・破壊法※1	業務用冷凍空調機器		回収量	京都府	—
	平成16年12月まで	カーエアコン	引渡 再利用率 保管量	京都市	量の把握、適正保管及び処理等について指導
自動車リサイクル法※2	平成17年1月から		引渡 再利用率 保管量	国	回収業者の登録
家電リサイクル法※3	家庭用冷蔵庫及びエアコン		回収量	国	—

※1 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

※2 使用済自動車の再資源化等に関する法律

※3 特定家庭用機器再商品化法

#### 自動車リサイクル法に基づく、京都市のフロン類の状況（国から公表）

【平成22年度、単位:kg】

	引渡 量	再利用率	年度末保管量
CFC	419.7	3.7	215.0
HFC	7789.5	34.0	445.6

フロン回収・破壊法に基づき、本市が適正保管及び処理等について指導し、把握してきたフロン類の量は少ない状況（平成22年度末時点のCFC:引渡  
量0kg, 再利用率15.1kg, 保管量約19.8kg）である。

現状は自動車リサイクル法に基づくフロン類の量が多くを占め、回収業者から国に報告され、公表した量（CFC, HFC）は把握できるものの、本市が管理、指導することは難しい。

風致地区内にある土地における建築物の敷地内の緑地について

○京都市風致地区条例（抜粋）

（許可を要する行為）

第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、別に定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた後に申請の内容を変更しようとする場合（別に定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）についても、同様とする。

- (1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築，改築，増築又は移転
- (2) 宅地の造成，土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石の類の採取
- (5) 水面の埋立て又は干拓
- (6) 建築物等の色彩その他の意匠の変更
- (7) 物件の堆積

（許可の基準）

第5条 市長は、第2条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合しないものについては、第2条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 建築物等の新築

(エ) 建築物にあつては、別表の種別の欄に掲げる風致地区の種別に応じ、同表の緑地の規模の欄に掲げる割合に応じた面積以上の緑地（木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地で別に定める本数以上の木竹が存するものの区域をいう。）を当該建築物の敷地内に設けるものであること。

別表（第2条及び第5条関係）

種別	高さ (m)	建ぺい率	建築物の後退距離(m)		緑地の規模
			道路に接する部分	その他の部分	
第1種地域	8	10分の2	3	2	10分の4
第2種地域	10	10分の3	2	1.5	10分の3
第3種地域		10分の4			10分の2
第4種地域	12				
第5種地域	15				